

平成 19 年度第 11 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 9 月 26 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 9 階 905 会議室

第 1 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 9 月 2 6 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 4 9 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について

第 2 第 5 0 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

第 3 第 5 1 号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について

第 4 第 5 2 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第 5 第 5 3 号議案 平成 1 9 年度文部科学大臣優秀教員表彰候補者の推薦について

4 協議事項

八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について

5 報告事項

生涯学習スポーツ部夏季事業実施結果について

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 委 員 長 | (1 番委員) | 小田原 榮 |
| 委 員 | (2 番委員) | 細 野 助 博 |
| 委 員 | (3 番委員) | 川 上 剋 美 |
| 委 員 | (4 番委員) | 齋 藤 健 児 |
| 委 員 | (5 番委員) | 石 川 和 昭 |

教育委員会事務局

| | |
|---------------|---------|
| 教 育 長 (再 掲) | 石 川 和 昭 |
| 学 校 教 育 部 長 | 石 垣 繁 雄 |

| | |
|--|-----------------------|
| 学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当) | 由井良昌 |
| 教育総務課長 学校教育部主幹 (企画調整担当) | 天野高延 穂坂敏明 |
| 施設整備課長 学事課長 学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当) | 萩生田孝 野村みゆき 海野千細 |
| 指導室統括指導主事 | 朴木一史 |
| 生涯学習スポーツ部長 | 菊谷文男 |
| 生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当) | 峯尾常雄 |
| 生涯学習総務課長 | 米山満明 |
| スポーツ振興課長 | 遠藤辰雄 |
| 学習支援課長 | 牧野晴信 |
| 文化財課長 | 渡辺徳康 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当) | 福田隆一 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) | 伊藤文丸 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) | 武田ヒサエ |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当) | 石井里実 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当) | 森文男 |
| 教育総務課主査 | 山本信男 |
| 学事課主査 | 平塚裕之 |
| 図書館主査 | 内田弘文 |
| 文化財課主査 | 土井義夫 |

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査
教 育 総 務 課 主 任
教 育 総 務 課 主 事

後 藤 浩 之
小 林 順 一
石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

定例会に入ります前に、私のほうから一言申し上げたいと思います。

昨日からきょうにかけて各メディアで報道されております横山中の副校長の件につきましては、教育長から遺憾の意の表明が既に行われましたけれども、この際、私からも申し上げたいことがございます。

この件は、教育公務員として、特に副校長という立場にある者としてあってはならないことでありまして、まことに遺憾に思うところであります。特に私ども服務監督権者として、大変その責を重く受けとめているところでございます。被害者はもとより、当該校の生徒の皆さん、あるいは保護者の皆さんには、大変ショックなことだったというふうに存じております。できるだけ早く回復できるよう、委員会としてもできる限りの措置を講じてまいりたいと思っております。市民あるいは都民の皆様が大変信頼を失うことになったことにつきましては、私どもとしてもこれから心して取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞまたよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、これより平成19年度第11回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。

なお、議事日程中、第49号議案、第50号議案、及び第53号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第3、第51号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

野村学事課長 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてでございます。このことは、由木地区の大規模な住宅開発に伴って、小・中学校の通学区域を見直すものでございます。詳細につきましては、平塚主査のほうより御説明申し上げます。

平塚学事課主査 それでは、第51号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について御説明申し上げます。お手元の資料は、第51号議案と、それに伴う新旧対照表、それぞれ一部ずつでございます。

改正内容でございますが、「別表第1 市立学校の通学区域 1 小学校の部」に関するものでございます。まず、由木中央小学校の通学区域の一部を、隣接または近接する高嶺小学校、下柚木小学校及び秋葉台小学校の通学区域に変更いたします。また、由木東小学校の通学区域の一部を隣接する秋葉台小学校の通学区域に変更し、秋葉台小学校の通学区域の一部を隣接します別所小学校の通学区域に変更します。また、こちらは八王子ニュータウン地域になりますが、七国小学校の通学区域の一部をみなみ野小学校の通学区域に変更いたします。

次に、「2 中学校の部」関係になりますが、由木中学校の通学区域の一部を、隣接いたします中山中学校、宮上中学校、別所中学校の通学区域に変更し、八王子ニュータウン地域の七国中学校の通学区域の一部を隣接するみなみ野中学校の通学区域に変更いたします。

なお、改正する議案につきましては、お手元の議案どおりとなりますが、ただいま申しあげました通学区域の変更にかかわる部分といたしまして、別表第1 小学校の部中、対象となります学校に対応する町名の全部あるいは一部を加除するものでございます。

なお、この通学区域の変更に伴いまして、別表第2 小学校の選択対象校、こちらの部分についても、通学区域の変更によりまして、小学校の通学区域の隣接状況が変わりますことから、こちらの部分にも変更いたします。変更する内容につきましては、由木中央小学校と秋葉台小学校を、相互に隣接する、もしくは近接小学校といたしまして、由木東小学校と別所小学校相互を隣接もしくは近接する小学校から除外いたします。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 ただいま学事課からの説明は終わりました。本案について御質疑ございますか。

齋藤委員 ここまで細かいところをいろいろとまとめ上げるまで、本当に御苦労だったと思います。ただ、ちょっと気になるところでお伺いしたいんですけれども、学区というものが存在していて、これを変更することによって、学校だけの問題ではなくて、そこに古くから活動していた青少年対策地区委員会ですとか育成会ですとか、そういうところも当然伴って変わってくるわけですね。もし変わるということになってくると、そのあたりは十分な説明がないと、本当にこれは大変だと思ってしまうんですけどね。地域の混乱というものがなければ、こういう変更については、いずれどうしてもやらなければならないことですからね。そのあたりがちょっと気になりますけど。

野村学事課長 その件につきましては、地域の方にも重ねて数回にわたりまして御説明をしたところでございますし、特に秋葉台小の保護者の方については、子どもたちが集まってくることについては大変歓迎ではあるけれども、活動の範囲が広がるということで、教育委員会と意見交換をしながら、もし課題が出るのであれば、今後少しずつ課題を解決していこうという話し合いになっています。

小田原委員長 よろしいですか。

齋藤委員 はい。

小田原委員長 そのほかいかがでしょう。

今回の規則改正は、地域と学校、通学区域との関係にとどめているということですね。

平塚学事課主査　　そうです。

小田原委員長　　何かよろしいですか。いいですか。じゃ、特に御質疑がないようでありますが、本案について何か御意見ございますか。

齋藤委員　　いわゆる由木中央小の問題の解消につながりますか。

野村学事課長　　発端といいますのは、やはりそういうところから起こったことでありますが、冒頭「由木地区」と申し上げたのですが、八王子ニュータウンのほうもそうでございますけれども、一時的に住宅開発が行われるところについては、由木中央小だけではなくて、その周辺校すべて一律に見直して、全体の中でよりよい教育環境を整えるために見直したものでございます。ですから、特に由木中央小が原因だからということではなく、初めはそうだったかもしれないけれども、全体として見直したということになっています。

齋藤委員　　由木中央小のほうで保護者の方などの運動が結構大変だったと思うんですけども、そのあたりも、とりあえず皆さん納得なさっているという判断でよろしいですか。

野村学事課長　　由木中央小の保護者の代表者の方とは、意見交換をしながら、双方の理解を深めながら決めていったという経緯もございます。

小田原委員長　　私から、意見というよりは感想になるんですけども、通学区域を定めていれば、人数の多少は当然生じてくるわけで、それに伴って保護者なり地域の方々の意見を聞けば、それぞれの思いがあるわけで、聞けば聞ききれないしという話になるだろうと思います。だから、私なんかは、前々から申し上げているけれども、通学区域を定めているからいけないんだというふうに思うわけですね。行きたい学校へ行けばいいという話になっちゃうので、そういう話は平行線になっちゃうわけですから、どこで線を引くかという話になるだろうと思います。いろいろな思いを言うなど言っているわけではなくて、言う部分はあったとしても、それが必ずしも通るわけではないということは承知していなければいけないことだろうということですね。

ということで、特に御意見がなければお諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第51議案については、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長　　御異議ないものと認めます。よって、第51号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　　次に、日程第4、第52号議案　八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について図書館から説明願います。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹　　では、御説明します。

まず、議案の御審議に入る前に、町田市との図書館相互利用について御説明させていただきます。別紙資料をごらんいただきたいと思います。

1. 目的でございますが、読書のまち八王子の推進を目指して、町田市との図書館相互利用を実施し、読書環境の整備を図り、市民サービスの向上に資するものでございます。

2. 経緯でございますが、多摩地域26市では、東京都市長会の平成18年度政策提言を受け、さまざまな分野で広域連携を進めているところでありますが、この取り組みの一つとして、本年1月、京王線沿線7市（八王子市、日野市、多摩市、町田市、稲城市、府中市、調布市）の市長が協議して、7市の図書館の相互利用について基本的な合意がされたところであります。これに基づきまして、平成20年4月開始を目途に、事務レベルで現在協議を進めているところでありますが、一足先に本市と町田市とは相互利用を始めましょうということで協議が整ったものでございます。

3. 対象施設についてでございます。本市には、中央館ほか3館の分館と1つの分室がありまして、蔵書数としましては、全体で約142万冊となります。一方、町田市は、中央館ほか5館の分館と、町田市にゆかりのある文学者の作品などを所蔵する市民文学館がございまして、蔵書数といたしましては98万冊となっております。

4. 主に相互利用が想定される地域でございます。本市からは、みなみ野をはじめその表にあります町から最寄りの町田市相原町にあります堺図書館を八王子市民が利用するようになると思われま。一方、町田市からは、本市に隣接する小山町、上小山田町、小山ヶ丘から近くの南大沢図書館へ、また相原町からは八王子の街に出たついで等に生涯学習センター図書館や中央図書館を町田市民が利用することが想定されます。

5. 相互利用の内容でございます。まず資料の貸出ですが、本市の図書館を町田市民が利用した場合、町田市の図書館を本市市民が利用した場合、同程度の点数と貸出期間となっております。この貸出については、両市とも自分の市民と同じ条件となっております。次に、中段の予約の欄ですが、本市は町田市民に対してリクエストも予約も受けるとしてありますが、町田市は、現在の町田市民のリクエスト、予約だけでも大変多い中で、これ以上多くなることは事務的にもスペース的にも対応できないということで、表にありますように、八王子市民から予約、リクエストは受けられないとしております。また、現在相互利用している相模原市についても、町田市は予約、リクエストを受けておらず、来年度スタートする七市連携についても受けられない方針と聞いております。次に、下段のレファレンスサービスについてでございますが、こちらにつきましては、両市とも来館者にはどなたでも対応するというところでございます。

6. 実施時期でございますが、本年10月28日（日）を考えております。この日に協定書に調印をいたしまして、この日から実施したい、このように考えております。

7. 市民への周知でございますが、「広報はちおうじ」10月15日号、ホームページやポスター、チラシなどで市民の方にお知らせしていきたいと考えております。

以上、資料の説明をさせていただきましたが、これに係る議案につきましては、内田主査のほうから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

内田図書館主査 次の新旧対照表をごらんください。

まず、第6条でございますが、「八王子市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者並びに相

模原市内に居住する者とする」を「市内に居住、通勤若しくは通学する者又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者とする」に改めます。

次に、第14条でございますが、「相模原市内に居住する者とする」を「図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住するものとする」に改めて設定するものであります。

施行日は、平成19年10月28日でございます。

説明は以上です。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。本案について何か御質疑ございますか。

細野委員 一つ質問です。相模原市とはまだ協定は結んでないんですか。そうすると、相模原市は今度は利用できないということになりますか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 八王子市と相模原市は協定を結んで、平成14年4月から相互利用を実施しております。

細野委員 わかりました。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 それぞれで相模原と相互利用をやっているということでございます。

小田原委員長 7市というのは、相模原と町田以外にはやっていないんですか。協定は結んでいないわけですか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 各市で、例えば多摩市、日野市とか、稲城市とか、そういうところで相互利用を進めているところがございます。

小田原委員長 八王子とはやっていないということですか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 はい、八王子とはやっておりません。

小田原委員長 どうぞ。

齋藤委員 ちょっといやらしいところもあるんですけども、ことしの3月の定例会のときに、なかなか本を返してくれない。その返してくれない人のための罰則規程があったじゃないですか。2週間なのか、3週間なのか、それでかなり論議しましたよね。そのあたりがこの一覧表に、例えば町田と八王子は、そこはどうなっているのか。つまり、返してくれない人に対しての措置というものを、もし町田と八王子と違う場合、それはすり合わせがとれているのでしょうか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 それは各市で制限をしておりますので、各市で対応することになると思います。

齋藤委員 そのあたりはあえてすり合わせはしないんですか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 しておりません。

齋藤委員 事実はどうなんですか。町田と八王子では違うんですか。嫌なほうの質問で本当に申しわけなかったのですが、話を聞いていて、この資料を読んだときに、ちょっと思ったんですよ。なかなか返さない方というのは、残念ながら本当にいるわけですね。そういう方は、私はこの間の3月の定例会の話を聞いていて、本当にどうなってるんだと思うくらい、こちらが一生懸命誠意でやっても、悪意があるとしか考えられない。そういうことを考えたとき、

罰則規定というのかな、そのあたりのすり合わせもないと、うがって考えますと、町田のほう
が甘いから、じゃ、町田のほうに今度借りに行こうと。あるいは、八王子のほうに借りに行こうと。そういうことが起きなければいいなというふうに思ったんで
すよ。だから、そのあたりのところも、こういう罰則もしっかりとすり合わせていますよと、
足並みをそろえておいたほうがいいんじゃないかなという感じがしますけれども、どうですか。
小田原委員長 私なんかは、そういうのはあまりすり合わせする必要がないんじゃないかと思
いますよ。もっと言えば、市立の図書館だから、市内の居住者、市民と市内に通勤する者とい
うように限っちゃっているんだけど、僕はその部分も要らないだろうというふうに思いま
すよ。だから、それは何かというと、世界も含めて、そんなのは来るわけがないんだけど、
図書館というのは何のためにあるのかということを考えていったときに、市民のためというの
はもちろん全体としてあるわけだろうけれども、本を市民に提供する。今は本だけではありま
せんけれども、そういう趣旨から言えば、地域に限らず、たまたまここに来てこの本の見た
いという物については、だれにでも提供するというのが、これが本来のあり方だろうというふ
うに思います。だったら、全国ですり合わせなきゃいけないかということ、そんなことはなくて、
八王子の図書館ではこういうふうに扱っていますから、これを守ってくださいねということで
結構だと、何もすり合わせる必要はないだろうというふうに思いますね。

齋藤委員 私はちょっと気になって聞いただけですので、どうしてもすり合わせが必要だと思
っているわけではないんです。気になったものですから質問しました。

小田原委員長 はい。そのほか、いかがでしょうか。

齋藤委員 すぐくつまらないところになってしまいうんですけれども、どうしてもこういう条文
になってくると、すみません、本当に細かいところが目についてしまいうんですが、改正の新旧
対照表を見ても、新のほうの黒い下線のところを見ますと「市内に居住」という、「市内」とい
う、「内」という字がついているんですね。それをずっと読んでいきますと、最後は「協定を結
んだ市に居住する者」と、こっちには「内」がないんですね。旧のほうの条文を見ますと、「相
模原市内」というのがあるんですよ。気にしなくていいものだったらいいんですけれども、せ
っかく条文を変えるのであるならば、市に居住していると、市内に居住しているというのが、
同じ一つの文章の中に違いがあるんですね。前のほうは「市内」と言っていて、後半のほうで
は「市」と言っているんです。

内田図書館主査 今度から、町田市と相模原市と2つになるので、今までは「相模原市内」で
したが、今度は、今後もまだ協定を結んで増える可能性があるんで、協定を結んだ市という形
で、こういう形になっています。

小田原委員長 「市内」というのは、その市域内を「市内」というふうに想定しているわけ
ですよ。「市内」という言葉に込めているのはね。「市」というのは、単にその市だと。だか
ら、八王子市と協定を結んだ市、特定のところである何とか市内、相模原市内とか町田市内、
たぶんそういうふうに言うんだらうと思います。もし名前を入れればそういうことになるだろ
う。それをこういう言い方に変えたということなので、ほかの、全部の条文を見ないとい

とも言えませんけれども、ここの2つの条文だけから言えば、そういうことの区別をしているだろうと思われませんか。

内田図書館主査 はい。

細野委員 意見なんですけれども、これによって各市の住民の利便性が図られるわけですね。なお一層利用者を増やしたりとか利便性を高めていくということはとても大事なことだと思うんですけれども、どの市にどういう読みたい本があるかということがインターネットか何かで全部検索できるようなシステムは、計画されているのでしょうか。どうなのでしょう。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 現段階でも、ホームページから入りまして検索できるようになっております。

細野委員 どの市もですか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 はい。

細野委員 はい、わかりました。

小田原委員長 すべての本が検索できるんですか。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 はい。市のホームページから入って行って検索することができます。

小田原委員長 作品別、著者別で検索できて、あるかないかというのが検索できるということですか。そこまでできているわけですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 東京都のシステムを通じまして、都内と都立図書館の横断検索というのが一斉にできる形になっております。

小田原委員長 ということだそうです。

細野委員 それはよかった。

小田原委員長 図書館はかなり進んでいるんですね。

細野委員 そうしたら、八王子のほうは予約ができるけれども町田はできないということはどういう意味か、そこがよくわからないんですけれども、どうしてでしょうね。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 現在、平成18年度の実績から申し上げますと、町田市はリクエストが53万件あるそうです。八王子が43万件ということです。あと、町田市の図書館は、中央館は広いんですけど、ほかの図書館は、狭い図書館もかなり多くございます。そういうところで、リクエストが多くなりますと、リクエストの棚というのがございまして、そこへリクエストされた本をアイウエオ順にずらっと並べるんですね。それを市民の方が取りに来るのが、八王子市で言いますと2週間取り置きしているわけなんですけど、そういうスペースが既に町田の図書館ではないということも聞いております。また件数も多いということで、事務的にも大変だというふうに伺っております。

小田原委員長 狭いのが理由というのはおかしいですね。予約が何人待ちみたいな話で、八王子が例えば10人だったら町田が15人だという話だったらわかるんだけどね。どうもその狭いという理由がわからない。そんな話ではないだろうと思いますよ。

伊藤生涯学習スポーツ部主幹 あと、町田市と相模原市が現在相互利用をしておりますが、

相模原市に対しても同じ条件なんです。ですから、八王子とだけ予約、リクエストができるということは、町田市としてもできないと思うんです。町田市と相模原とやるようになると、さらに厳しい状態になるということで、できないということで伺っております。

牽尾生涯学習スポーツ部参事 補足になりますけれども、町田の場合は貸出冊数が26市で一番多いという事情がございます。ちなみに、八王子の場合140万冊強に対しまして290万冊くらい年間貸出していますけれども、町田の場合は98万冊に対しまして400万冊強の貸出があるという状況でして、これの一つには、移動図書館車も抱えていますし、あるいは団地の中に図書館があるというような事情もあるようですけれども、いずれにしましても貸出がリクエストを含めまして相当に上っていますので、事務量的にもちょっと様子を見たいというような事情があるかと考えております。

小田原委員長 そういう話ならわかるんですよ。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見もないようでございますので、お諮りいたします。ただいまの第52号議案につきましては、御提案のとおり決定するということに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第52号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、協議事項 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本件について文化財課から説明願います。

渡辺文化財課長 それでは、協議事項 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

八王子市文化財保護審議会委員は、平成19年10月31日をもちまして、これまでの任期が終了いたします。そこで、次の任期における委員の選任につきましては、これまで、教育委員さんの御意見を伺いながら進めてまいりましたところでございます。

本案件につきましては、本来ですと議案として上程して御決定をいただくところでございますけれども、現在開催中の第3回市議会定例会におきまして、文化財保護審議会委員の任期の変更についての条例改正を議案として上程しております。明日本会議で議決される見込みでございますが、本日はまだ議決をされていないというところから、協議事項として提案をさせていただきます。

また、明日の本会議で可決されましたならば、それに続く事務処理といたしまして、委員の委嘱について、教育長の臨時代理をあらかじめ御指示いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の委嘱につきまして、土井主査から説明を申し上げます。

土井文化財課主査 それでは、八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本件は、平成19年10月31日付をもって任期満了となります八王子市文化財保護審議会委員につきまして、相原悦夫氏外10名を再任とし、新たに岩橋清美氏と渡辺美彦氏を、八王子市文化財保護条例第46条の規定に基づき、平成19年11月1日付で委嘱をしようとするものであります。

八王子市文化財保護審議会委員は、文化財に関し広くかつ識見を有する者に委嘱すると、条例で定められております。委嘱に当たりまして、文化財の指定のみならず調査や研究にそれぞれ専門的な御意見がいただけるように、考古学、中世史、近世史、民俗学、建築史学、植物学、美術史学、郷土史といったように、それぞれの分野を考慮したところでございます。

では、新任委員について御説明申し上げます。新任委員は、岩橋清美氏と、並びに渡辺美彦氏でございます。

岩橋清美氏は、現在、東京都公文書館非常勤職員として古文書の整理に携わっておられます。近世多摩地域史、あるいは文化史等を研究され、村の由緒や歴史意識の変遷についてすぐれた業績を上げられております。また、高尾山薬王院文書の調査を初め古文書の整理、研究に活躍されております。

渡辺美彦氏は、川崎市職員を退職されて、現在家業を継いでおられます。川崎市在職中は、教育委員会で長い間、文化財保護の仕事を中心に、市立日本民家園、市民ミュージアムなどで学芸員を勤められております。その間、関東各地の石造文化財の調査、あるいは自治体史、文化財調査報告書等の執筆活動など、多彩な業績を上げられております。

次に、再任委員について御説明申し上げます。

相原悦夫氏は、曳山、いわゆる山車の美術史、社寺建築の研究を専門とされ、八王子の山車はもとより、多摩及び近県の山車の調査を精力的に続けられております。

阿部朝衛氏は、日本国学、とりわけ旧石器時代から縄文時代の石器研究を専門とされております。

池上裕子氏は、日本中世史研究を専門とされており、小田原北条氏の政治・経済について多くの業績を上げられております。

加藤哲氏は、やはり日本中世史を選考され、北条氏照の研究にすぐれた業績を上げられるとともに、中世の城郭についても研究分野を広げられております。

神立孝一氏は、近世から近代までの日本経済史を専門とされ、多摩地域の農村経済史にすぐれた業績を残されております。

齋藤経生氏は、日本美術史、特に仏教美術史を専門とされており、多摩地域の仏像や絵師の研究に多くの業績を残されております。

津山正幹氏は、全国各地の史誌編纂に携わるかたわら日本民俗建築学会理事を務めるなど、民俗建築学、いわゆる民家に深い識見を持たれております。

中村ひろ子氏は、日本民俗学を専攻され、服飾、衣料など暮らしと着物の研究に多くの業績

を残されております。

菱山忠三郎氏は、植物学を選考され、全国的な視野から山野草に親しむ人々に普及啓蒙活動を活発に行っており、高尾山など八王子、多摩をメインフィールドとして研究を進められております。

堀江承豊氏は、現在、高尾山薬王院において山主を補佐し、薬王院の建造物や歴史の案内もされており、専門分野の郷土史において広い視野から御指導いただきたいと考えております。

以上12名について、任期は、先ほど文化財課長から説明させていただきましましたとおり、平成22年10月31日までの3か年となっております。

以上でございます。

小田原委員長　ただいまの説明について、何か御質疑、御意見はございませんか。

協議するというのは、この委嘱する方々について御意見があるかということと、もう一つは、議会との関係がありますので、きょう決定することはできませんから、教育長決裁にするということについての御了承をいただきたいということですか。

渡辺文化財課長　そういうことでございます。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。

齋藤委員　1つ確認よろしいですか。定員数がありましたよね。12人だと、まだ欠があったんでしたっけ。そうすると、先ほどの説明で、任期3年ということですが、その間に、こういうところでどうしても必要だというときは、途中で増やすということも可能なんですか。

渡辺文化財課長　途中で増やすことはできませんけれども、臨時に委員さんを選任していただくということは可能でございますので、どうしても必要ということであれば、その調査をする期間といいますか、審査をしていただくときだけなんですけれども、臨時にお願いすることは可能でございます。

小田原委員長　14名という数ですけれども、欠員というのかどうかわからないんですけども、欠員じゃないんでしょう。

渡辺文化財課長　はい、欠員ではございません。14名以内ということでございます。

小田原委員長　欠員じゃないんだよね。

渡辺文化財課長　はい。

小田原委員長　14名以内というところでの12名だから、あと2名入れても構わないというときに、途中で入れてはいけないという理由は何なんですか。

渡辺文化財課長　すみません。ちょっとそこまで勉強不足なんですけど、法制課のほうに聞きましたら、途中でのものはないということを知りましたので、そう申し上げました。

小田原委員長　それはおかしいんじゃないですか。できないという決まりがあるのならばできないということなんだけれども、決まりがあるんですか。そういう決まりはたぶんないと思いますけど。必要ならば途中でいいんじゃないんですか。定数を超える場合はあり得ないと思いますけれども、定数内であればいいんじゃないんですか。どうしてだめなんですか。理由が成り立たないと思いますよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長 課長ともその話はしていませんけれども、委員長がおっしゃったとおり、条例定数は14名ですので、これを超える場合はもちろん条例違反になりますが、その範囲内であれば、私のほうでは途中で人数の範囲であれば増員は可能というふうに考えております。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがでしょう。では、文化財課のただいまの説明についてよろしいですか。特に御質疑、御意見がございませんので、このお話を踏まえて事務を進めていただきたい。追って次回の、あるいはその次の教育委員会定例会で教育長決裁の議題がかかってくるだろうと思います。

それでは、報告事項となりますけれども、よろしいですか。

(はいの声あり)

小田原委員長 それでは、報告事項に移ります。

生涯学習総務課から報告願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、報告事項 生涯学習スポーツ部夏季事業実施結果について御説明いたします。

実は、まことに申しわけありませんが、一部資料の訂正をお願いしたいと思います。

一番最初のページでございますが、2段目のスポーツ振興課の欄の参加人員が「8,430名」になっておりますけれども、計算ミスがございまして、「8,428名」ということで御訂正をお願いいたします。

もう一点ですけれども、次の学習支援課の欄になりますけれども、夏休み中、一部フリースペースをやっておりまして、それを3か所でやっていましたので、実は回数継続の欄が「10」のところを「13」にさせていただきたいと思います。延回数のところは「21」となっておりますけれども「141」という形です。その次の参加人員のところでございますが「598」が「6,601」になります。それから、参加延人員ですけれども、「723」が「6,726」になります。

その下の合計欄については、今、言った「3」とか「6,003」を加えていただきたいと思います。最終的な合計欄も、その数字が変わってきます。

それでは、夏季事業結果について、実は昨年9月20日の第11回定例会においても報告させていただきました。その際に、一つは、全体概要がわかるようにということ。もう一つ、前年度と比較ができるようにとの指摘がございましたので、報告資料の1番最初のページを去年に沿って加えさせていただきました。

それでは、最初のページの一覧表をごらんください。今回、まず一つは、各課・館別に、新規事業と見直した事業、継続事業に分けて集計させていただきました。それから、その下に、また昨年度の実績も掲載いたしました。また、募集定員がある事業については、その脇の欄、倍率で書いてありますけれども、何倍だったのかという形で倍率をつけ加えさせていただきます。

した。それから、全体的に各課・館の実施した事業の結果について、特記する事項を特記事項として加えさせていただきます。

それでは、各課・館別の概要を御説明します。

次ページをごらんください。まず所管が左端に書いてありますけれども、生涯学習総務課の事業になります。この表の見方ですが、一つ、網かけの部分は見直した事業でございます。ちょっと見にくいですが申しわけありません。それから、白抜きについては新規事業です。それ以外については、昨年度の継続事業ということです。

生涯学習総務課については、前年と事業数は同じですが、新規で「海外交流」、見直して「親子わくわく体験」、それ以外は継続事業で、合計5事業、778名の参加がありました。

続きまして、2ページをごらんください。スポーツ振興課ですが、学校プール開放と児童水泳教室の2事業で、8,428名の参加がありました。

次に、学習支援課ですが、「はじめての囲碁教室」を初め新規事業が11事業、それから「夏休み子ども映画会」を初め継続事業が13事業を実施し、6,808名の参加がありました。この欄に、フリースペースの関係は載ってございません。

次に、5ページの下段をごらんください。文化財課になりますが、公開講座「北条氏照と八王子城」を初め新規事業が2事業、「原始・古代の生活体験」を初め継続事業5事業を実施し、5,141名の参加がありました。

次に、7ページをごらんください。7ページの上段になります。体育館ですが「チアダンス」の2事業、新規と普通の事業、102名の参加がありました。

図書館ですが、「親子でつくろう手づくりの本」を初め10事業を実施し、1万4,835名の参加がありました。図書館は9ページまでになります。

次に、10ページになります。中段ですが、こども科学館ですが、「科学工作」を初め10事業を見直し、「親子工作」を初め6事業の新規事業、「特別工作」を初め8事業は継続事業で、合計24事業、113回実施、6,696名の参加がありました。

それでは、最初のページにお戻りください。合計欄の数字が違いますけれども、一番下段の合計欄ですが、新規が67事業、見直しが32事業、継続が「103」になっておりますが「106」事業、合計で「202」になっておりますが「205」事業。参加人員は、「36,767」になっておりますが、「4万2,768名」の参加がありました。

報告は以上でございます。

小田原委員長　ただいまの生涯学習総務課からの説明につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

齋藤委員　ちょっとやはり文言等に気になるところが出てきてしまうんですけどもね。例えば、一番最初のページの合計のところの特記事項のところ、「市民のニーズの変化を適確にとらえよう」という、これはもう一回3行目に出てくるんですね。「市民のニーズに応える事業などの視点から、市民の知的好奇心や学習意欲を促進するため、創意工夫をし、事業を実施した」。どういうふうに市民のニーズを得たのかなど。具体的には、どういうところからこれが市民の

ニーズだというふうに判断なさったのか。

米山生涯学習総務課長 具体的には、窓口でこういう事業とか、問い合わせでこんな学習をしたいとかそういうところからでございます、アンケートとか何かで特にしたわけではございませんけれども、そういう日常の業務の中でとらえていったという形になります。

小田原委員長 それでは答えになっていないでしょう。市民ニーズの変化というのは、具体的にどういふことが言えるのか。アンケートをとらなくたって、ここに書いてあるのであれば、どういふ変化があったということが言えなければまずいわけでしょう。それに対してどういふニーズが、どういふふうに応えていったのか。

細野委員 昨年度の数字と今年度の数字を見ると明らかに増えているでしょう。そういう点では努力なさったと見ていいわけですね。

小田原委員長 極端に増えているのと、2桁、3桁になったというのと、それが逆に半分に減っちゃったというのがあるでしょう。そのところをもうちょっと言わないと、今の説明だと、ただこれをごらんくださいという話を時間とって言っただけの話になりますよ。

細野委員 もう一ついいですか。こども科学館は特に網かけが多いわけだけれども、今、理科離れとかいろいろ言われていますね。でも、こういうのをを使って理科離れを食いとめるような工夫というか、単にその事業をなくすのではなくて、一ひねりとか二ひねりして増やすことはできないのか、そのあたりの工夫の話を少ししてほしいんですけど。

森生涯学習スポーツ部主幹 委員さんが言われたとおり、今、理科離れがかなり言われている中で、いかに子どもさんたちに科学というものに関心を持ってもらうか。こちらにつきましては、科学の楽しさを小さな子どもさんから少し年齢がいった子どもさんまで広く対応できるような形で見直しをしたということで、例えば、難しいことを言ってもなかなか子どもさんには理解しにくいので、難しいことは、連れて来られた大人の方に御説明するという形で、家に帰ってから、工作など親子でやっていただく、なるべく自分たちで物をつくったりするような動機づけをつくってあげる。あと、学校ではナイフは使えないんですが、私どもには、ボランティアとか職員がいますので、ナイフとかを使いながら工作をするという学校では扱わない一つの大きな体験ができる。そんな工夫はしております。

細野委員 今の話はとても大事な話で、学校との連携、学校でできないことが科学館ではできますよということを教室の中でふれてもらうことはできるのかしら。そのあたりの工夫はどうしていますか。

森生涯学習スポーツ部主幹 こども科学館の催し物は全小学校にPRしています。こども館でどういふものを行っているかということをご皆さんに知っていただくことで、私どもとしては啓蒙を図っていますが、参加者もそれを見ながら来ていただいている。あとは、インターネットに作品を載せましてビジュアル的に見ていただくというのもひとつ。そういう部分で参加が少しずつ増えていると感じております。

さっき言われましたように、学校との連携ですが、これは難しいところがありまして、私どもは学習指導要領そのものを行っているわけではなくて、学習指導要領にあっていかに学校で

やらないものややっていくかということがありますので、それに沿った形では考えています。それから、あえて私どもも、いろいろ難しいところがありますが、今後とも学校との連携はやっていきたいと考えております。

細野委員　あまり学習指導要領に縛られる必要はないと思うんだけどな。むしろ皆さんのほうで指導してやったっていいんですよ。

小田原委員長　企業とか、大型の店舗とか、あるいは他区市の催し等を伺うと、どこもかしこも盛況なんです。そういうのに対して、こども科学館の場合はいかがかという、何かそういう比較検討みたいなことはされていますか。

森生涯学習スポーツ部主幹　一つは、私どもの施設があまり大きくございません。他市でいきますと、例えば、西東京市にある多摩六都科学館は、大体1階から4階くらいありまして、それぞれジャンルに分かれている。私どもは、できたときから科学技術に特化しているものでございまして、これをいかに工夫するというのはすごく難しい話で、やっぱり偏ってしまう部分があるかなど。ですので、これからどうやって広げていくかではなくて、施設のキャパシティがあって、それをどういうふうにかかしていかか。ということは、子どもたちにいかに科学をやさしく教えていくのか、そのところが一番大切かなと思っています。

細野委員　今の話はとても大事なんですね。八王子には結構ものづくりの企業がありますでしょう。ああいう技術者の話なんて、子どもたちに見せると、とても喜んでくれるような気がしますよね。ですから、学校との連携も必要かもしれませんけれども、企業、多摩地域の企業でもいいと思うんだけど、そういうところとの連携を少し図って、教室ではできないような面白い実験とかそういうものを見せてくれるような工夫も、少しやっていただきたいなと思いますけどね。

森生涯学習スポーツ部主幹　委員さんが言われたとおり、市内には、例えば、オリンパスとかメーカ企業がございまして、いろんな面で参加いただくような形でやっております。

小田原委員長　そうですね。そういうことを広げていくということは大事なことです。

それから、先ほどの細野委員と館長との話の中で、学習指導要領にあって学校でやっていないというのは、これは気になるのね。学校でやっていないというのは、どんなことなのかと。どこの学校だとか聞きたいんだけど。まあ、答えないでしょうけど。

森生涯学習スポーツ部主幹　誤解のないように。例えば、学校で基礎的なことはやっていますけど、それ以上のものというのはできないわけですね。それはやっぱり科学館でやるということで、そういう意味で申し上げたものです。学校で何もやっていないということではございません。

小田原委員長　大いに誤解したんだけど。

森生涯学習スポーツ部主幹　今の言葉で足りないところがありましたら、訂正させていただきたい。

小田原委員長　学校の擁護をされていますけれども、やっていないのは確かにあるだろうと思いますけれども、学習指導要領にとらわれず、あれは縛りというふうにかかるとか、最低のと

ころというふうに考えるのかという、いったりきたりしてはいますけれども、それを越えてやる分については一向に構わないというふうに思いますので、ぜひそのところは、それこそ誤解ないようにお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員 今の先生たちのお話にかかわってくるのかもしれませんが、同じくこども科学館の中で、エコランカーとかネームプレートづくりなんていうのを見ますと、立川市の昭和第一学園の御協力をいただいているんですね。こういうところも本当は、市内にたくさん学校があるでしょうから、PRをうまくすれば地元の学校でもできるんじゃないかと。本当は八王子の施設は八王子の学校が協力するというのがいいんじゃないかなと思いますけど、そのあたりはどうですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 齋藤委員の言われることはごもっともでございます。ぜひ市内の学校で協力していただけるような働きかけをしていきたいと思います。

小田原委員長 参加者が「-」になっているのは何ですか。数字としてあわせなかったということですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 これについては、来た方が自由に参加できる講座ということで、定員がないんです。

小田原委員長 参加者数は数えられなかったということですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 全体的に、飾ってあるものとか、いわゆる展示物をみていただくということで、そういうものについては数えられないものです。

小田原委員長 展示だからということか。

森生涯学習スポーツ部主幹 はい。

齋藤委員 あと、これだけせつかくつくられている資料で、きょうの教育委員会の資料として提出されているわけですが、評価のところから、学習支援の4ページの真ん中あたりの評価のところから、「作品づくりを通して親子でふれあいができた」というたった2行の評価が7つ全く同じ文章なんですね。内容は違うことをやっているんでしょうけれども、本当に少しでもいいから、それぞれにどうだったのかという評価が見えてこない、言っていることはごもっともなのでしょうけれども、7項目が全く同じ2行の評価というのは、ちょっとお粗末なんじゃないかなという感じがするんですけど。

牧野学習支援課長 申しわけございません。

小田原委員長 申しわけございませんではちょっと困るんですけども、そもそも、これは評価なんですか。

米山生涯学習総務課長 コメントに近い部分であります。正式には、評価というのは、来年からは再度検討して、評価にするか、コメントにするか、考えてみたいと思います。

細野委員 政策評価というのがあるんですけども、私は、労働コストを下げる策というのはいかがかと思う。数字を見たりいろいろすれば、我々だって判断できるのだから、そんな必要は私はないと思います。

小田原委員長 やるかやらないか、どこに課題があるかというところが必要なんです。

細野委員 そうですね。

小田原委員長 これをつくるのに相当手間隙がかかっているわけだから、生きる形にしてほしいですね。参加者数を多くすること、さらに発展していくことが願いであるわけだから、子どもたちが、夏休みが終わって、せっかく子ども科学館でいろんなことをやってきたのに、学校へ行ったらまた科学の芽がしぼんじゃったと、それじゃ困るわけです。でも、起こり得るんじゃないですか。そういう心配はありませんか

森生涯学習スポーツ部主幹 私は学校のことはよくわかりません。

小田原委員長 わからないじゃ困るんですよ。

森生涯学習スポーツ部主幹 私のほうは、少しでもいろんなことを体験していただくことが大事だと思っています。それを持って帰るような形で、それをひとつのきっかけとしていただければと、そう思っています。

小田原委員長 いや、そうじゃないんじゃないですか。そこに学校の先生が子どもたちを連れて来たときに、子どもたちが学校と違って生き生きして取り組んでいる。そういうことを見せることが大事だと思うんです。夏休みでそこだけで終わる、自由研究の一つだという形で終わるのではなくて、それが科学立国の一助になっていく。科学だけが進展すればいいということではなくて、科学が進展すれば経済だって、市民生活だって向上していくんだという考えがあるから、科学を一生懸命やりましょうという話になっていくんじゃないですか。とすれば、学校のことはわかりませんということでやっけてはまずいんです。と思いますが、いかがですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 言葉足らずでした。私は、ただ、こども科学館としては、子どもたちに科学に触れていただくということが大事な話ということで申し上げたものでございます。

小田原委員長 それはそうですよ。

森生涯学習スポーツ部主幹 それを学校に持って帰ってどうなるかというのは、なかなか学校との連携をどうやっていくのかという、今後、学校教育の方と話をしていかなければいけないかなということは思います。

小田原委員長 そんなのは、館長が就任したときから言っている話だと思うんですよ。小学校にも中学校にも理科とか科学の面の研究会というのがあるわけだから、その先生方がいかにこども科学館とかかわっていくか、そこを求めてほしいと私は願っているんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

齋藤委員 私も誤解がないように、本当にこういうところに時間をかけるのは大変だと思います。だから、長い説明が欲しいとか言っているわけでは全然なくて、簡潔でも結構ですので、せっかくこういうものを作成するときには、わかりやすいような内容にしてほしい。

例えば、もう一つだけ言わせていただきますと、数を全部きのう追ってみたんですけども、一番気になったのは、手話のところ、募集が20人のところが6人だと。これは天気の都合だとかいろんな要素が重なって、人数が増減したりするんでしょうが、募集より少なかったと

というのはわかるんですが、この6人という数字はあまりにも少ないなと感じるんですね。それで、評価のところはどうなんだと思って読んでみると「中身の濃い内容だった」ということになっちゃっているのが、ちょっと見えてこないんですね。20人募集したところ6人しか来なかったと。それで、感想というか評価として、「意味を学び中身の濃い内容だった」ではいけないような気がするんですね。

細野委員 参加者にとっては、「濃い内容だった」ということでしょう。

齋藤委員 まあ、参加者にとってはそうかもしれませんが。

牧野学習支援課長 評価の部分ですけれども、参加者についてはいろんな形で市民の方にお知らせをしたんですけれども、結局こういう形になったということでございます。

それで、この内容については、単なるテクニックとしての手話を学ぶのではなくて、手話がどういった意味で使われているのかということ子どもと話をしながら覚えていただいたと。しかも、覚えていただく中で、初めは緊張していたけれども、お互いにさわやかになって、最後には自分の名前を言ったり、誕生日を手話で伝えることができるようになったということで、そういうことで意味のある指導だったということでございます。

小田原委員長 それはそれとして結構なんだけれども、齋藤委員が心配しているのは、20名募集して6名しか集まらなかった、それが手話であるということは、どういうふうを考えなきゃいけないかということをお伺いしているわけなんです。その集まった6名は、それは意味があったと思いますよ。意味がないことではないだろうと思いますけど、そのお聞きしている点については、どういうふうを考えているかですね。

牧野学習支援課長 募集の途中経過の中で私どもがもう少し判断をして、もっと必要なところにお知らせしていきながら参加を呼びかけるといったようなことを考えればよかったかなというふうに思います。実はほかの事業でもそういったことがございまして、かなりいろんな工夫をして、やはりよく周知がされていなかったということで参加していただくということで成功していった例もございまして、この手話については、事業の中身は非常に意味あるものでございまして、参加者が少ないからといってこの事業をとりやめるということではなくて、事業の周知の仕方等を今後ぜひ工夫していきたいと思っております。

細野委員 そういうふうなことでなくて、一般にそうだけれども、何でも少人数で教えたほうが教育効果が上がる場合もあるわけですよ。だから、6人の人たちにとってはとっても満足感もあったし、技術的にも向上したかもしれない。そういう点ではよかったんですよ。そうすると、皆さんは20人というような募集人員を考えたわけだけれども、それ自身がおかしかったかもしれない。例えば10人くらいでとめておいたほうがよかったかもしれないとか、そのあたりの反省というか、あるいは今のままの募集でいいのか、あるいは、ひょっとするともう少し広報をやればもっとたくさんの方が来てくれたかもしれない。でも、その場合には、1人の講師はせいぜい10人だろう。そうしたら2人くらい用意しなければいけないとか、そういうような評価とか検討をお願いしたいということなんです。我々が言っていることはね。

小田原委員長 手話は、じゃ、点字はどうしたんだという話にもいくんですけれども、都立高

校でコース制を敷いたときに、福祉コースというのが幾つかあったんだけど、現在、福祉コースが残っているのは野津田高校だけになっていますね。私立のほうで福祉コースを置いたところも閉じちゃっているという流れがあるんですね。そういったときに、子どもたちにどういふふうに福祉というものを、国の行政の福祉切り捨てとかそういう時事問題のことではなくて、子どもたちに福祉の意識というものを、福祉というのは難しいんだけど、今、ここで言っているような手話とか点字とかそういうような事柄に目を向けさせる必要があるとすれば、どういふふうに考えるのかと。そのことと人数をどういふふうに考えるかというのは別なことなんです。それをしっかり持ちながら講座を設けるならば、どういふふうに事業を進めたいと、そこを周知していくことが大事なんじゃないかと思います。

これは後で齋藤委員もお話になるかもしれませんが、特別支援教育というのを始めているんだけど、特別支援教育がちょっとねじれちゃっているんじゃないかと。そこらへんも気になるんですね。うんと気になる場所なんだけれども、そういうところもどういふふうに考えていかなければいけないか。こういったものは、それぞれが独立した話だといふふうに考えないことが大切なんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

細野委員 本当によく頑張ってくださいしているような気がしました。ここ2、3年、我々が結構言ったせいではないんでしょうが、非常に生涯学習スポーツ部はよくやっていると思います。願わくば、学校教育部のほうとの連携をもう少しということが考えられますね。

米山生涯学習総務課長 わかりました。

小田原委員長 それから、民間でやっているのも取り込んでいけばいいという感じがしますよ。浅川の「わくわく探検隊」みたいなのをやっているでしょう。ああいうようなのもっと連携してとか、あるいは細野委員がやっている環境エコの集いとかいうようなのも、やっぱり教育委員会だけに絞ることはないんじゃないかというように思いますので、それで、その趣旨を生かしていくとか達成していくことを考えていただきたいといふふうにあります。

米山生涯学習総務課長 わかりました。

小田原委員長 お疲れさまでした。予定された報告は以上ですが、何かほかに報告する事項はございますか。

石垣学校教育部長 指導室から報告が1点ございます。

小田原委員長 では、指導室、お願いします。

由井学校教育部参事 市立横山中学校副校長の不祥事の件に関しまして報告申し上げます。

まず一つ目は、現在つかんでいる事実ということでございます。9月22日、土曜日、横山中学校は体育祭ということでございました。その体育祭終了後、八王子駅前の居酒屋で反省会を実施したと。それが午後7時から午後10時ころまで。その際、ビール等お酒を飲んで、飲食したということでございます。その後、副校長を含む教員6人で食事に行って、そこでもビールを6人で2本程度飲んだと。その後、副校長は1人の教員とJRの横浜線に乗って家に帰っていった。途中で1人の教員は片倉駅で下車したということでございます。その後の副校長

の行動については、その教員もわかることではありませんし、私どももつかんでおりません。その後の行動について、今回、容疑で身柄を拘束されている警察のほうからですが、昨日の正午ころ、横山中学校の校長に対して説明がありました。蒲田警察から3名の方が来校して、校長に対して説明がありました。その説明の内容は、昨日あるいは本日報道されている内容とほぼ変わらないものでございます。つまり、9月23日午前4時半ころ、居酒屋で飲食をともにしていた女性が寝込んでいるところ、服を脱がせて、携帯電話のカメラ機能で写真撮影をしたと、準強制わいせつ容疑で拘束されたという内容でございます。以上が事実について把握している部分でございます。

次は、教育委員会等の対応でございますが、当日、私どもがこのことについて知り得たのは、10時45分ころ、マスコミからまず学事課のほうに問い合わせがあった、そのことによって知り得ました。その後、指導主事を2名学校のほうに派遣いたしまして、午後1時ころ、教育長のコメントを各報道への対応ということで出しました。また、午後4時にこの市庁舎で記者会見を実施いたしました。そして、午後6時、緊急の校長会ということで、事実の説明と今後の指導について知らせる臨時の校長会を実施いたしました。

2つ目は学校への対応ということで、本日、学校のほうでは保護者会を予定しているところでございます。そこに学校教育部長、指導主事、私のほうで参りまして、校長とともに陳謝、そして概要説明をいたす予定でございます。

また、生徒や教職員の心のケアということで、市の教育相談員を派遣したいというように考えてございます。本日とメンタルサポーターが午後入っております、明日はスクールカウンセラーが1名入ることですので、金曜日はだれも心の関係で対応する者がおりませんので、金曜から市の教育相談員を派遣する予定でございます。

最後に、3つ目に、予防策でございますけれども、昨日の臨時校長会で申し上げましたが、この事実を教員にきちんと伝えて、再度サービスの厳正を図るということを徹底していただきたいということを申し上げました。特に深酒、深夜、このあたりが非常にサービス事故が起こる時期であるということで申し上げてあります。それから、職員の様子、言動をよく把握していただいて、適切な対応をしていただきたいということを話してあります。それから、大きくは、サービス事故防止研修を9月の当初に実施しておりますので、それも含めて、もう一度きちとしたサービス事故防止研修をやっていただきたいという話を学校のほうに話しております。

以上が、横山中学校副校長の不祥事に関する対応でございます。私のほうからの報告を終わります。

小田原委員長 指導室からの報告は以上ですが、何か御質疑ございますか。

齋藤委員 こういう事件については、私なんかだとやかく言うことではないとは思いますが、一つ先の話として、学校現場の中で副校長の担っている仕事というのはすごく大きいと思えますし、大変な仕事を担っていると思うんですよ。しかも横山中の場合、校舎の全面改装、それから来年度60周年行事を抱えていると思うんですね。こういうことが起きてしまった。これは本当に遺憾なことですけども、現場の子どもたちやほかの先生方、また秋山校長先生もか

なり御心労だと思うんですね。早く何とか、そこをずっと何とかして行ってやらないと、現場は結構大変なんじゃないかなというふうに安易に想像できるんですけど、そのあたりの対応はまだまだこれからなのかな。こういう刑事事件となると、ある程度結論が出ないと次に動けないのかもしれませんが、早く現場を安定してやりたいですね。

由井学校教育部参事 それは齋藤委員がおっしゃったとおり、都教委のほうの処分なりそういうのが出ないとはっきりしたことはありませんので、その間の対応に関しまして、指導主事のほうの派遣と、それから私も含めて、定期的に学校に訪問して、そして校長の相談相手になる、あるいは教員の様子を見て、それぞれ対応していきたい。きょうも横山中のほうに朝行ってまいりました。その中で、横山中には主幹が3人おりますので、その主幹が副校長がやっていた役をそれぞれ担っていただいて、校長と一緒に連絡・連携をやっていきたい。また、校長をサポートするという意味で指導主事が行っておりますので、そういう対応を現在は図っているところでございます。

小田原委員長 学校からこうしてほしいという要望はないんですか。

由井学校教育部参事 きょうの保護者会と、心のケアのことについては要望がございました。これから話し合いながら進めていきたいと思います。

小田原委員長 指導主事が定期的に行くというのではなくて、できればしばらく常駐するとか、カウンセラー任せじゃなくて、ということも考えていい一つだろうと思います。

由井学校教育部参事 指導主事も今のところはずっと半日なり一日なり行っておりますので、またセンターの研究主事の力をおかりしたり、そのあたりは校長と話し合いながら、いい方向で進めていきたいと思います。

小田原委員長 少なくとも主幹が3人いればできるということであれば、それはそれでいいというように思います。

そのほか、いかがですか。

川上委員 体育祭の反省会とおっしゃいましたが、体育祭の反省会は公務ではないんですか。それを居酒屋でということですが、どうなんですか。

由井学校教育部参事 本来の意味といたらいいんでしょうか、体育祭がどういうものであって、それぞれ意見を出し合って反省をするという本来的な意味であれば公務ですけれども、これはどちらかといえば慰労会であると。

小田原委員長 どちらかと言えば、ですか。

由井学校教育部参事 慰労会でございます。

川上委員 私どももいろいろな場面でそういう反省会をしますし、また打ち上げと称して慰労会ということはあると思いますが、反省会ということがちょっと気になったもので。

由井学校教育部参事 言葉がよくなかったかと思います。慰労会あるいは打ち上げと言ったほうがよかったかと思います。

小田原委員長 それで終わっちゃうんですか。これに似たような、事件の内容は違いますけれども、酒を飲んだということでの不祥事が幾つかありませんでしたか。室長が来る前の話かな。

例えば修学旅行の後お酒を飲んで何かあったとか、そんな遠い昔の話ではないんですよ。だから、そのときにも同じようなことをもたぶん言ったと思うんだけど、防止についてのお話もあったんですけど、それでも繰り返されているというときに、どういうふうを考えなきゃいけないかということなんですね。

冒頭私もお詫びのお話をしましたが、私たちが、私自身が例えばお酒についてどういうふうにか考えるかということを示していかなければいけないのではないかと。お酒を飲むなどとは言わない。孔子・孟子を読んでも飲むなどは書いてないという話がある、だけど飲めとも書いてないという話があるわけで、今の川上委員の話のように、運動会とか修学旅行とかが終わった後で御苦労さん会というのをやりたい気持ちはわかるけれども、そういうときに、みんなくたびれているわけだから、子どもたちがきちんと家へ帰って無事であることを確かめたら、自分たちも早く帰って休むとかいうことを考えると、示してやる必要があるのではないかと。これはもうちょっと検討しなければいけないからね。

それから、サービス事故についての考え方というのが、事務局を含めてちょっといい加減になっているのではないかと。というのは、サービス事故を起こした教員が管理職選考を通過したという話も聞くわけですよ。これはうそか本当か知りませんが、とすると、そういうのを教育委員会として看過したというのは、やはりサービス事故を容認する、起こっても仕方がない土壌をつくっているのではないかと。これは大いに反省しなければいけないのではないかなという感じがいたします。私たちがそのところをもうちょっと、学校現場に対してもきちんと示していく必要があるのではないかと、自戒を込めて思っております。

細野委員 やっぱ教育公務員というのは、地域の人々もそうだし、児童・生徒との信頼関係がとっても大事なわけですね。これが一つ起こることによって、現場の先生方もとても困られるということがあると思いますよ。ですから、今後のことを考えると、児童・生徒のケアも大事だけれども、実際にいらっしゃる先生方がこれから指導・教育をなさるときに環境をもとに戻してあげる努力みたいなものをどんなふうにか考えているか、少し説明してくれますか。

つまり、教員たちに対して、こういったことが起こる前に、生徒と地域の人たちとの信頼関係があるわけですね。そのところをどういうふうにか考えるか。そこを、今度御父兄の方と相談されるときに、少し心を砕いてほしいと私は思うんですけどね。

由井学校教育部参事 きょうの保護者会で、まず生徒が自分たちの生活なり学習なり、横山中学校というところにきちっと自信を持ってやっていけるようにしていくことが大事だと思います。そのために、まず教員が、子どもたち一人一人をしっかりと見て、この事件があった後、どういう状況なのかをよく見て、そして誇りを持たせる、誇りを持てるように、いい学習活動、いい教育活動ができるようにしていくことだというふうにか考えております。

細野委員 その環境づくりを教育委員会としてどういうふうにかやっていこうとしているのか、そのプランがあるかどうかということを知りたいんですよ。

由井学校教育部参事 現段階では、今、申し上げた心のケア、教職員も含めた生徒との心のケアですけども、今後、そのあたりは校長と話し合いながら進めていきたいというふうにか考え

ています。

細野委員 何でこの話をしたかという、今、児童・生徒のための心のケアをするようなカウンセラーとかそういうものを充実させようとしていますけれども、ひょっとすると、こういう問題がいろいろ起こるとい背景には、教員自身にとってもそういう環境づくりというのは必要なんじゃないかなというふうなことを今、ふと思っているわけですよ。そういうことを、じゃ、八王子の教育委員会としては今後手当てをしていこうとしているかどうか、そのあたりの話を聞きたい。

由井学校教育部参事 心の関係の教育相談員を入れるのは、生徒だけではなくて、教職員、保護者を含めて考えております。

細野委員 保護者ってどういうことですか。

由井学校教育部参事 保護者でも、非常にショックを受けている保護者もいる可能性もありますので。

細野委員 今、僕が言っているのは、対処療法を言っているわけではないんです。八王子の教育委員会としては、心のケアというものを十分システム化することが教員の人たちに対してもどうも必要なんじゃないかということを行っているわけですよ。そこをどういうふうにしていこうとしているのか。そういうプランがあるかどうかを聞きたいんです。対処療法を聞いているわけではないんです。

小田原委員長 ここは議会じゃないから、議会で答弁するような話で済まそうというのではなくて、なければならないこといいんですよ。あるとしたらどういうふうに考えているのか、なかったら、じゃ、どうしていったらいいかということを考えようというふうに伺っているわけだから、そののところ、間を縫ってすり抜けていこうという形ではない答えをしてください。

由井学校教育部参事 現段階では、対処療法という意味ではなくて、こういうことが起こった中で、どういうことが本当に必要なのかというのを校長とも、一つの例ですけど、その中で話し合いながら考えていかなければいけないと思っています。

小田原委員長 そういうことじゃないんですよ。教員の仕事というのは大変なんだということはわかっているわけです。特に、副校長はいろんな仕事が増えているというふうに言われていますよね。だから、そういう心労が重なって、つい深酒になってしまって、自制心がなくなってしまった。そういう「まさか」ということが起こるわけですよ。そのときに、副校長はくたびれているはずなのに、こういう事故を起こさないのは、仕事の手を抜いているのかというふうになるかといったら、そうじゃないでしょう。一生懸命みんなやっているわけですよ。それでくたびれてもいる。だけれども、みんなそのところは一生懸命に力を尽くしてくれているわけですよ。とすると、こういうことを起こしたのは、細野委員の言葉で言えば、普通の人間ではないんだと。教員でないんだと。そういう教員が埋もれているのではないか。新聞報道によれば、校長が「非常に生徒に身近な副校長だった」と言うわけでしょう。でも、僕は、こんなことを起こすのは身近な副校長だったとは思わない。校長がきちっと見ていなかった。文脈からいくと、不登校の生徒にとっては身近だったということかなというふうにも見えるんだけ

れども、報道は「身近な副校長がなぜ」となるわけです。「なぜ」じゃなくて、これは病気なんだと。そういう教員がまだいるのではないかとすると、そういう教員に対してのケアをどういうふうに考えているのか、具体策があるのか、なければ考えなきゃいけないんじゃないかということなんですよ。

由井学校教育部参事　　そういう教員への対応というのは必要だと思います。先ほど申し上げた中でいうと、校長がまずきちっと動向を把握するということも含めて、その中で、私どものほうで把握できるものは把握して、必要な相談をしていく、あるいは研修をしていく、そういう対応をしていかなければいけないというように思います。それについても考えていかなければいけない状況になっているだろうと。ですから、具体的にどういう方針でやろうということに関しては、現段階ではまだはっきりしていない。決まっていない。現段階ではでき上がっていない状況です。

細野委員　　それは研修というのか、例えば心理療法なのかわからないけれども、そういうメディカルな面もいろいろ考えて、ちょっと自信がなくなったときには、気楽にそういうカウンセリングを受けられるような体制づくりということを予算化できないかということなんです。委員長がおっしゃったように、ポテンシャルというか、潜在的にそういうものはたくさんあると思うんですよ。環境もそうかもしれないし、個人個人のメンタルな部分もあるかもしれない。そうしたら、それをケアして未然に防ぐと。そうかといったって、ゼロにはできませんよ。こういうことがたまに起きるかもしれないけど、なるべくそのリスクというのを少なくするような体制を教育委員会としてはやっていかなければいけないのではないかとということなんです。これを一つの教訓としてやってほしいなということなんです。

石垣学校教育部長　　一般論としては、今回こういう事件が起こった中で、細野委員さんがおっしゃったような部分での対応を考えていかなければいけないだろうと思います。具体的にどうやるかというのは、これから考えなければいけないと思います。

もう一つ、今回の事件の中では、出た現象ということはどうやって報道されているんですけれども、何でそこに至ったかということの事実関係というのはきちり私ども把握しておりません。本人とも会っているわけではございませんから。ですから、そこらへんのところをまず一つははっきりさせていくことが必要だろうと思っています。事件の内容について言えば、男性と女性という特有の部分も考えられるし、また副校長先生のストレスという部分も考えられるでしょうし、特に学校が今、建てかえ中だという話の中で、運動会は隣の散田小を使ってやったということで大変なことだったろうと思っていますけれども、そう思ったとしても、これはまだ推測でしかないんです。ですから、そこらへんの事実関係をもう少しはっきりさせて、この場合についてはどういう対応が必要だったのかということ、原因をはっきりさせて、それでどういう対応をしていくかということも、もう一つ、この事件に関しての部分で、横山中に対する先生、あるいは生徒、あるいは保護者の方々への対応というのもきちり考えていきたいなと思っています。

一般論としては、細野委員のおっしゃるとおりで、それは経常的にやっていかなければいけ

ない話だろうと思っております。それはまた指導室のほうと連携しながらやっていきたいと思
っているところでございます。

野村学事課長 学事課の事業の中に、学校医さんをお願いする中で、精神科のお医者様に願
いをしている部分もでございます。その中で、もちろん児童・生徒の心の相談ということもござ
いますけれども、学校の先生も含めての心の相談事業を行っております。昨年度、管理職の先
生を相手に、その精神科の先生に、心のストレスをテーマにした懇談会というのでしょうか、
健康管理の面も、東海大の先生なんです、お願いをした経緯もでございます。回数について多
いか少ないかといういろいろな御意見があるところでございましょうが、そのような事業もや
っているということだけつけ加えさせていただきます。

海野学校教育部主幹 先ほどの教職員のメンタルな面に関するケアということで、教育センタ
ーの中に「教職員相談」という窓口がございます。これは学校の業務の上でというよりは、教
員がプライベートな部分で、かなり困っているとか、悩んでいるといった教員のほうの相談を
受けるというふうな窓口としてあります。ただこれは、企業でもそうなんですけれども、実際
に教育委員会に相談するというふうな形になるものですから、なかなか現実には回数というか
件数として少なく、そのへんはまた今後対応を考えていく必要があるかなと思います。

それから、同じくその教育相談室の中で「担任相談」という枠がありまして、そこでは担任
としての相談という中で、かなり担任の先生が苦しい思いをしているといったこと等が出てま
います。そういう意味では、私どもも、教員の精神衛生なりメンタルケアの必要性といった
ものは強く感じるところでもあります。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

いろいろなことを考えなければいけませんけれども、この横山中の件については、事実がは
っきりした時点でまた別な対応等を今後考えなきゃいけないということが出てくるかもしれま
せん。それはそれとして、再発防止のためにどういうふうなことを考えなきゃいけないか、具
体的に取り組んでいかなければいけない。今まである部分というのは今まである部分として、
これでも起こっているわけですから、これで十分というわけではない。先ほどの海野主幹のお
話のように、自分で進んで来るといふ部分は救われる部分だということなんです。これは指
導力不足教員と同じように、そういう病気の場合は、自分が病気だといふふうに言わないのが
傾向としてありますから、危ないわけですよ。そういうところをいかに、先ほどの室長のお話
のようにアンテナでキャッチするか、これは我々と校長、副校長の仕事なんだと。その副校長
が危なければという話なんだから、よほど注意していかないといけないのだろうといふふう
に思いますので。

特に、先ほどから言われているように、当該の学校の子どもたちと、保護者と、教員自身が
信用されなくなっちゃっている、これは非常に辛いと思うので、ぜひ自信を持って、あの教
頭は私たちとは違うんだという考えで臨まなければいけないだろうといふふうには思ってい
ますので、ぜひよろしく御指導願いたいと思います。

ということによろしゅうございますか。

(はいの声あり)

小田原委員長 では、ただいまの指導室からの報告は終わりいたします。

そのほかに報告はございますか。

石垣学校教育部長 ございません。

小田原委員長 では、委員の皆様から何かございますか。

齋藤委員 ちょっとお時間をいただきたいと思っているんですけども、八王子市教育委員会のシステムは、この定例会があって、そして定例会終了後に主に次回の定例会で話し合う内容を事前にお示しいただきますよね。そして、そのお示しされた内容は次回以降の定例会で議論の対象になっていくという流れになっていることは十分わかるんですが、会議録は定例会の部分にしか残りませんよね。この定例会の中で話し合われている内容がずっと会議録として残っております。

私、この定例会の場で発言させていただくのはここで最後になってしまうわけで、実は、この1週間、私がやっていた4年間の会議録にずっと目を通してみたんですね。自分で、ああこんなことを言っていたんだなと振り返ってみたんです。改めて、こういうものが文書として残っていることはすごいことだなというふうに思いました。

その中で、本当に皆さん貴重な時間の中で申し訳ないんですが、細かいところはさておいて、これはやはり継続して取り組んでいく内容ではないかというものがあるんですね。もちろん、きょうお答えいただくとは全く思っていません。ただ、こういう問題をまだ八王子市教育委員会は継続的に抱えている課題なんだということをちょっと確認をとっておきたい。これから私も一市民に戻って、一生懸命教育委員会のほうにも協力をさせていただいたり、いろんな体制の中で見ていって、この問題はどうなっていったんだなということを見ていきたいというふうに思っているんですね。そこで、委員長、ちょっとお時間をいただければ、どうしても気になる問題についてお話しさせていただいて、担当の方がいらっしゃったら、このことについて次に活かしていただきたいというふうに思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

小田原委員長 どうぞ。

齋藤委員 箇条書きで私が思い当たることを順不同で少し書いてきたものがありますので、簡単にお話しさせていただきます。

まず、私が教育委員になって初年度の平成15年の暮れのときに、「土曜日の授業の活用」というのはどうなのかということ提議させていただいているんですね。そのときから、できるだろう、できないだろうと、事あるごとに出てきているんですよ。私は、八王子市教育委員会として一度、土曜日の授業の実施というものは本当に可能なのか不可能なのか、やるのであればどういうふうに活用していくのかということは、一度真剣に話し合う必要性があるのではないかなというふうに思います。これは別に今、ここで答えを求めようとは思っておりません。これが基礎学力の向上の一策になっていくと私は思っているものですから、いろんな場合で発言させていただいておりました。

次に、先ほど小田原委員長もおっしゃいましたが、「特別支援教育」がスタートしたわけですね。半年たったわけですが、これについて途中報告がなかなかされなくて、私は、これがスタートしたら、恐らく夏ごろにかなりマスコミのほうから問題が出てくるんじゃないかと、予言みたいなことを言ったんですね。ところが、今のところは、うまくいっているのかどうかかわらないんですが、なかなかこういうものが表に出てきておりませんが、これも大変大切な内容だと思いますので、八王子市もこれでスタートしておりますので、途中経過と今後の対策というものは随時見ていく必要があるかと思えます。

次に、「日本語学級」の実態です。これは打越中学校のほうでスタートしたわけですが、10名以内だとか10名を超えたらということですとずっとおっしゃっていましたが、今、調べてみたら、9月いっぱいまで34名の生徒が日本語学級の打越のほうに行っている。それを今、3人の教員で回しているわけですが、もういっぱいだという現状があるようです。このあたりも途中経過を聞いて、増設の必要があるかないか、このあたりは真剣に話し合う必要があるのではなかろうかと思えます。

次に、「学力向上」についてですが、基礎学力のことについては、これはいろんな問題があるかと思えます。ですから、一概には言えないと思えますが、具体的な対応策の話し合いは急務だと思いますが、せっかく小・中一貫校のモデル校がスタートしたり、あとはコミュニティスクールもスタートしておりますので、このあたりのモデル校が基礎学力の向上にうまくつながっていくのかどうか。このあたりの途中経過も聞きながら、学校選択制のことも踏まえて話し合っていく必要があるかと思えます。これは非常に大きな問題だと思いますので、本当につたないものですが、後ほど石川教育長のほうに提出できるような、私なりのレポートを書いて提出したいというふうに思っています。

それから、「人材バンク」ですね。これは教育長がずっと言われていることで、私もこれは本当に早期実現をしていただきたいというふうに思っています。これが何でなかなか進まないのかなというのが残念なのですが、これは中学校の部活はもとより、やはり学校安全ネットワークづくりにも当然絡んでくる。人材バンクというのはいち早く何とか実現できないかな。これは非常に思っているところで、話には出るんですが、なかなか前に進まないというのが残念に思っています。

次に、私は本業が建築なものですから、施設の方にはいろいろと細かいところまで突っ込んで申しわけなかったなということも思っているんですが、「学校施設の整備」ですね。今後、学校現場の建設ですとか耐震工事のときには、ぜひ現場への本当に深い意味での説明、これは本当にたくさんしていかないと、現場の先生方は建築に関しては素人ですから、その方たちにしっかりと説明を行っていただきたいということは、再三申し上げているとおりです。それから、体育館等の建設のときには、防災・防犯の専門家の御意見をぜひ伺っていただきたい。これも再三言っているんですが、なかなか実施されないことは非常に残念だったという感想があります。

あと少しです。すみません。

「校庭の夜間開放」の問題のときに、では、体育館のほうはどうするんだという問題が、そのままになっちゃっているような気がするんです。もし結論が出ていたとするならば、私が聞き漏らしているんですけども、小学生以下の体育館の使用について、夜間について使用が行われているところ、校庭のほうはやめましたという報告は受けておりますけれども、体育館のほうはそれに伴ってどうなったんだということが、結果が最終的に出ていないというふうに思っていますけれども、このあたりもぜひまとめて御報告いただければというふうに思います。

あとは、「登校支援ネットワーク」です。これも、スタートはしているんですけども、途中経過というものがなかなかみえてこない。これも難しいところなのだと思いますけれども、これも非常に重たい内容だと思うんですね。実現化というものの具体案というものが今、どういうふうになっているのか、これもぜひ今後教育委員会の中で継続して話し合われることを望みます。

次に「統括校長の設置」です。これはもう最近の話ですけども、来春実施という形で「できる規定」だということは存じておりますが、実際にこれをスタートするに当たっては、どうやって選出するんだとかいう細部について決まっていないということは、そのままになっているわけですね。ぜひ今後の話し合いの中では絶対に必要な内容だというふうに思っています。

あと、パワーアップ研修のことなども踏まえて「教員のレベルアップ」です。これをどういうふうにしていくのか、これも再三話し合われているんですけども、なかなか具体策が見えてこない。

最後に、先ほどのところでも言おうかなと思ったんですけども、私は市民のニーズということについて米山課長にちょっと質問してしまったんですけども、「図書館の開館時間の延長」ですね。これについては、夏休みに時間を少し早めてやっていますね。あれを平日にもできないのかという問題を言うと、予算の問題だとかいろいろと頑張っているんですということもいつも図書館の方がおっしゃる。頑張っていることはわかるのであって、もっと頑張れと言っているわけではないんですね。このあたりをうまく、アンケートでもとりながら、もし本当に必要ならば、しっかり予算組みをして方法を考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

以上、本当にたくさん、ただ、もっと細かいことがたくさんあったんですけども、これはぜひ今後の教育委員会でも、八王子市の中で検討していただきたいなということをバートンと書き出させていただきました。これは教育長のほうにもお渡ししておきますので、各担当の方々はぜひ今後も教育委員会の中で、あの問題はこうだった、この問題はこうだったということを、じっくり施策を出していただいて、話し合いをしていただければありがたいなというふうに思っております。

大変貴重な時間をいただいて申しわけありません。

小田原委員長 これは言いっ放しでいいんですか。

齋藤委員 いや、やっていたら時間があしたまでになっちゃうかもしれないなと思うんです。

小田原委員長 いや、あしたまでになる話かもしれないけれども、齋藤委員が列挙したという

形で終わっていいわけですか。何か私たちが思うとか何とかいうのを必要とするのか、あるいは事務局でとりあえずどういうふうに考えているのかということ、あるいは齋藤委員の認識違いであるというふうなことを言ったほうがいいというふうになるのか、そこらへんはどうなんですか。

齋藤委員 確かにこれは私が個人的に感じたことを会議録を見ながらずっと羅列してみたので、もし私の勘違いのところがあつたらば、訂正していただきたいというふうには思います。

石川教育長 では、私のほうから総括的にお答えをしておいたほうがいいかなと思いますので。

小田原委員長 委員の方はいかがですか。教育長のお話ということでいいですか。

石川教育長 今、ペーパーによって御説明いただいた項目、ほとんどが継続される課題であらうというふうに思っています。消滅したものはこの中にはないし、中座しているものはありますけれども、少しずつ進んでいるというふうに考えています。ただ、中には、制度的にこの中だけではできないものもありますので、なかなかそう簡単にはいかない。それから、齋藤委員もおっしゃっていますけれども、予算の裏づけができないというものもありますし、とにかく今のところ大事な課題だというふうにとらえていますので、できるだけ、できるところから何とか解決に向けて努力していきたいというのが、事務局の考え方です。

小田原委員長 個別に言えば、最初に言った土曜日授業の話なんていうのは、校長に任せられる教育課程編成上の問題になっていくだろう。ただ、教育再生会議はどうなるかわかりませんが、中教審なんかでは、土曜日は変えられないこととして、土曜日は週休日だと。ただし、5日間のうちに授業時数を3時間増やすという方向の検討がされていますね。ただ、土曜日を復活して、どれだけ授業を確保できるかといったら、私は、多く見ても80時間だろうと。ということは、2単位分ですね。それが有効かどうかというのは別途考えることだろう。むしろ、中学校で言えば選択を拡大、どんどんしてきたわけだけれども、学校現場へ行ってみたら時間をつぶしているだけの話だというのが見えるわけで、そういうところはもっと考えていかなければいけないというようなところがありますから。教育長のお話でいうと、土曜日だとか、あるいは統括校長の部分については、うちだけでは考えられない話だろうと思います。

あと、指摘されて忘れていたことが何か事務局のほうでありますか。忘れていたわけではなくて、今、まだ出していない、いずれ3月までに提案しなければならないことがあるでしょうし、教育長のお話のように、継続して考えなければいけないこともあるでしょう。着々と進めているものもあるでしょう。というようなことだろうということです。

細野委員 一つ、懇談があって、その後に定例会という形で議題が挙がっていくんだけど、定例会というものは原則公開するわけですね。限定された時間なんだから、議論を成熟化しなければいけない。そのために懇談があるんだというふうにお考えいただきたいんですね。

小田原委員長 そうですね。そこも触れなければいけなかった。懇談というのはあくまでも懇談であって、そのあり方がどうかというのはいろいろあるかと思いますが、限られた時間での論議を得ていくためには、高度に熟成した議論をしなければいけないだろう。それが求められていると。だから、見方によっては、途中で切れちゃっているというふうに思う部分があ

るかもしれない。

齋藤委員 貴重なお時間をいただいて本当にありがとうございました。

小田原委員長 ほかに、何かございますか。いいですか。

では、特にないようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午後3時54分閉会】